

お客様各位

2014年1月吉日

システム・エンジニアリング・サービス株式会社

消費税法改正に伴うお取引の消費税適用税率について

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。

2012年8月10日成立の「消費税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法」の一つである「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税が2014年4月から8%、2015年10月から10%に引き上げられる予定となっておりますが、2014年4月から8%への引き上げについて2013年10月1日の政府発信記者会見にて閣議で正式決定された旨が正式発表されました。

この決定に基づき既に弊社宛てお支払が完了されておりますお取引であっても、引き上げ後の税率8%が適用される期間部分の消費税につきましては、追ってご請求をさせて頂く事となりますので予めご了承頂きますようお願い申し上げます。

【ご留意事項】

現行消費税(5%)にて消費税が記載された契約書を締結済のお取引、また現行消費税(5%)の消費税額が記載された注文書を弊社にて受理済のお取引であっても、経過措置が適用される場合を除き、税率引き上げ後の期間部分に係わるお取引につきましては新税率(8%)が適用されますのでご留意下さい。

以上、ご理解賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具